

## 公共工事及び建設コンサルタント業務等に係る

### 入札結果等の公表に関する事務取扱要領

平成10年6月18日制定

平成28年1月15日改正

#### 第1 目的

この要領は、鳥取市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の入札結果等の公表に係る事務について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 公表の対象

公表の対象とする工事等は、競争入札に係るものすべてとする。

#### 第3 公表の内容

公表する内容は、次のとおりとする。

##### 1 一般競争に付した場合

- (1) 競争参加資格があると認めた業者名
- (2) 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- (3) 入札執行日時
- (4) 工事名及び工事場所
- (5) 入札者名及び入札者の各回の入札金額
- (6) 落札金額
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額
- (8) 予定価格

##### 2 指名競争に付した場合

- (1) 指名業者名
- (2) 入札執行日時
- (3) 工事（委託業務）名及び工事（委託業務）場所
- (4) 入札者名及び入札者の各回の入札金額
- (5) 落札金額
- (6) 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額

## (7) 予定価格

3 委託業務に係る予定価格については公表しないものとする。

## 第4 公表の時期

公表の時期は、次のとおりとする。

### 1 一般競争に付した場合

(1) 公告時に、第3第1項第8号に掲げる事項のうち低入価格調査制度対象工事を除いて公表するものとする。

(2) 落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、第3第1項第1号から第7号までに掲げる事項及び第8号に掲げる事項のうち低入価格調査制度対象工事を公表するものとする。

### 2 指名競争に付した場合

(1) 指名通知後速やかに、第3第2項第1号から第3号に掲げる事項及び第7号に掲げる事項のうち低入価格調査制度対象工事を除いて公表するものとする。

(2) 落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、第3第2項第4号から第6号までに掲げる事項及び第7号に掲げる事項のうち低入価格調査制度対象工事を公表するものとする。

## 第5 公表の場所

入札を執行する所管課において、公表するものとする。

## 第6 公表の方法

競争入札の業者名を記載した書類、競争入札の経緯及び入札結果を記載した書類の写しを使用し、第3に掲げる事項を閲覧に供するものとする。

なお、閲覧場所に閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させるものとする。

## 第7 公表の期間

公表の期間は、公告又は指名の通知をした日の属する会計年度及び翌会計年度において閲覧に供するものとする。

## 第8 公表した内容に関する問い合わせの取扱い

1 指名業者の選定理由等公表していない事項についての問い合わせに対しては、応じないものとする。

2 公表した事項についての電話による問い合わせに対しては、相手方を確認した上で応じること。ただし、閲覧の方法により公表している旨を伝え、出来るだけ閲覧の方法によるよう協力を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成10年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に請負契約を締結し、又は入札の通知をしている建設工事については、なお従前の例による。

(公共工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札結果等の公表要領の廃止)

- 3 公共工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札結果等の公表要領（平成8年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成28年1月15日から施行する。